

平成23年 7月 6日

法曹の養成に関するフォーラム  
座長 佐々木 毅 殿

司法修習生に対する給与の支給継続を  
求める市民連絡会  
代表幹事 清水 鳩子  
本多 良男  
山口 二郎

### 司法修習生に対する給費制の維持・継続について（要請）

謹啓、貴台ますますご清祥のことと拝察しお慶び申し上げます。このたびは、政府の「法曹養成に関するフォーラム」にご尽力いただいておりますこと深く敬意を表します。

つきましては、貴台におかれましては、司法修習生に対する給費制の意義と重要性をあらためてご理解いただき、法曹養成に対する国の財政支援全体により良いあり方についての合意が得られるまで、現行の給費制を維持・継続するよう取りまとめていただきたく、下記のとおりお願い申し上げます。 謹白

#### 記

1. 要請内容 司法修習生に対する給費制を維持・継続していただきたい。

#### 2. 主な理由

##### (1) 給費制は法曹養成にかかる経済的支援の根幹です。

不安定雇用が拡がり、生活にゆとりのない家庭が激増しています。そんななかで給費制廃止・貸与制が導入されれば、法曹を目指すには大学から法科大学院、司法研修所を終えるまで最短でも7～8年間の経済負担を覚悟しなければなりません。それは一般市民にとっては、あまりにもお金がかかりすぎます。その結果、志ある者でもはじめからその芽を摘み取られてしまうことにもなりかねません。その意味で現行の給費制は、社会の木鐸たる法曹を養成するに当って、志望者の負担をわずかでも軽減するための国の財政支援の根幹であり責任であります。そもそも国（最高裁）が選抜採用し修習専念義務を課して自由を拘束している者に、生活費を支給しないというのは整合性のかけるのではないのでしょうか。

##### (2) 給費制の存廃は財政支援全体の中で結論を得るべきです。

先の司法制度改革で司法試験受験資格を得るには、法科大学院を履修す

ることが原則義務付けされました。このため法曹志望者は、より長い年数と多額の負担を強いられることとなりました。また、法科大学院を履修しても司法試験に合格するという保証はなく、不合格によって進路変更するにも新学卒者に比してさまざまなハンディがのしかかってくる。これでは法曹志望者が減少するのは当然です。

法曹養成フォーラムは、「法曹志望者が経済的理由から法曹になることを断念することがないよう、法曹養成制度に対する財政支援のあり方についての見直しを行うことが緊要な課題」との国会決議にもとづき設置されました。したがって検討に当たっては、給費制の存廃は法曹養成にかかる財政支援全体のあり方の中で結論を得るべきであり、切り離して結論を急ぐべきではありません。

### (3) 市民の権利の守り手を育てることは国の責任です。

もとより私たちは、国の財政が窮していることを理解しています。東日本大震災がそれに追い討ちをかける結果になっていることも承知しています。しかし、大震災の現地でいち早く無料法律相談に立ち上がった地元弁護士や全国各地から支援に駆けつけた弁護士の奮闘振りはマスコミ報道等で多くの知るところです。このように、いざというとき国民・市民に寄り添い、常に弱い立場の人々の権利の守り手としての法律家を数多く育成することは国の重要な責務です。「米百表の精神」にならい、国は財政難の中にあってもそうした人材育成に力を注ぐべきです。

以上

## 参考

### [市民連絡会概要]

名 称	司法修習生に対する給与の維持・継続を求める市民連絡会 (略称＝市民連絡会)
設 立	平成22年 6月16日
構 成 数	18団体・組織
役 員	
代表幹事	清水 鳩子 (司法に国民の風を吹かせよう実行委員会)
々	本多 良男 (全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会)
々	山口 二郎 (北海道大学教授＝平成23年6月28日就任) (笹森 清＝中央労福協会長は平成23年6月4日逝去)
副代表幹事	青山理恵子 (日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会)
事務局長	菅井 義夫
事務局次長	拝師 徳彦 (全国消費者行政ウォッチねっと)
々	北村 祐司 (中央労福協)

[完]